

# 仮運転免許の直接（飛び入り）受験＜予約制＞

受験場所：【新宮運転免許センター・那智勝浦自動車教習所】

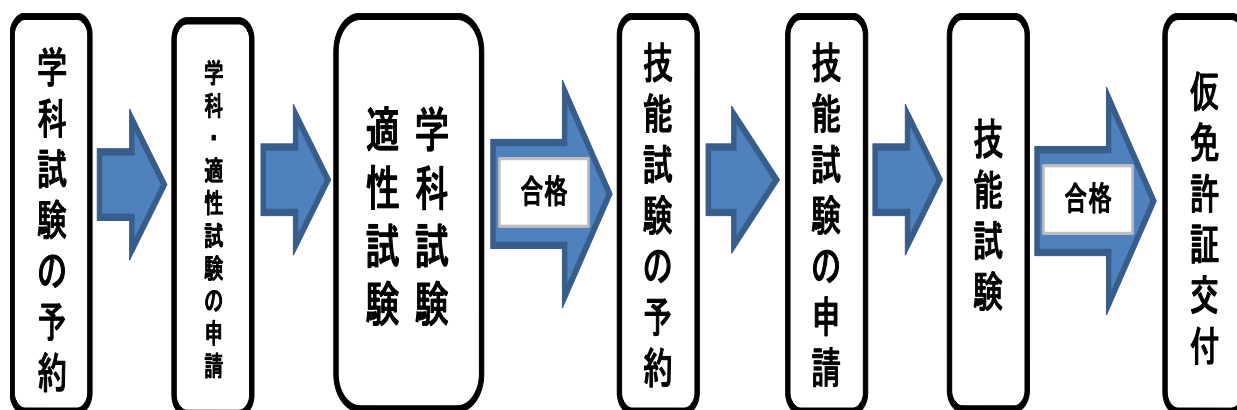
新宮運転免許センターで普通仮運転免許の学科試験、技能試験を受ける方

## ◆ 受験の条件

- ▶ 和歌山県内に住所があること。

※注 ただし、和歌山県外に住所のある方で、和歌山県内の届出自動車教習所において教習を受けている方は普通仮免許を受験できます。

## ◆ 受験の流れ



- ▶ 「技能試験の受験資格」は、「学科試験合格後6か月以内」です。

(学科試験合格後6か月を超えての技能試験は、再度、学科試験の受験が必要です。)

- ▶ 『原付・小特免許以外の免許』を取得している方は学科試験が免除されます。

## ◆ 試験予約

【試験予約】（新宮運転免許センターへ口頭又は電話で受験予約）

試験前週金曜日（金曜日が祝日の場合はその前の平日）までの

『午前9時40分～午前11時45分』・『午後1時40分～午後4時45分』

の間に予約してください。

『新宮運転免許センター：(0735) 31 - 7771』

※土曜日・日曜日・祝日・休日・12/29～1/3は予約受付を行っていません。

## ◆ 試験受付時間・試験場所等

<p>◇ 予約された試験日（毎月第2・3・4水曜日（祝日・休日を除く））の 『午前8時30分から午前9時までの間』に新宮運転免許センター受付窓口 で受験申請をしてください。 新宮運転免許センターでの受験申請時に「適性試験」を実施します。 その後、同センターでの「学科試験」に合格した受験者の方は合格日より、 技能試験日が学科試験日とは別の日となる場合がありますので、技能試験受験 する際には、以下の点にご注意してください。</p>	
<p>学科試験合格日が 第2水曜日 の受験者</p>	<p>学科試験合格後、引き続いて「那智勝浦自動車教習所」に移動して「技能試験」を受験できます。 ※（仮免許学科試験免除者は、適性試験後に技能試験場所に移動します。）</p>
<p>学科試験合格日が 第3水曜日 第4水曜日 の受験者</p>	<p>学科試験に合格後、6ヶ月以内の期限内において 『翌月以降の毎月第2水曜日（祝日・休日を除く）』 に技能試験の受験となりますので、学科試験合格後に新宮運 転免許センター受付窓口で技能試験の予約を受け付けます。 ----- ※技能試験を毎月第2水曜日（祝日・休日を除く）の1回 に限定しているためです。 ※（仮免許学科試験免除者は、第2水曜日のみを受け付けです。）</p>

## ◆ 試験日

試験日	
普通仮免許（学科試験）	毎月第2・3・4水曜日（祝日・休日を除く）
普通仮免許（技能試験）	<p><b>毎月第2水曜日のみ（祝日・休日を除く）</b> ※ 学科試験合格日によって技能試験日が違います。</p> <p>-----</p> <p>※ 第2水曜日の学科試験に合格された方の技能試験は、同日実施します。（学科試験合格後、那智勝浦自動車教習所に移動して実施します。）</p> <p>-----</p> <p>※ 第3・4水曜日の学科試験に合格された方の技能試験は、学科試験合格日の 『翌月以降の第2水曜日（祝日・休日を除く）』 となります。（但し、学科試験合格日から6ヶ月以内）</p>

※ 学科試験合格日から6ヶ月を超えた場合、再度、学科試験に合格する必要があります。

※ 学科試験免除対象となる方の技能試験は、毎月第2水曜日のみ（祝日・休日を除く）となります。

## ◆ 受験に必要な書類

- 運転免許申請書  
初めて受験される方は、申請前に新宮運転免許センターでお渡しします。
- 運転免許証等（運転免許証、マイナ免許証）  
※すでに運転免許証を所持している方
- 住民票（本籍又は国籍が記載のもの） 1通（※原本をご用意してください。）
  - ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
  - ・ 仮住民票記載事項通知書は不可
- ※ 運転免許証等を所持している方で住所等に変更ない方は必要ありません。
- 本人確認書類（※原本をご用意してください。）  
保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（通知カードは不可）、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証、又は資格証明書等の書類、官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書、学生証等  
外国籍の方は、「在留カード」「特別永住者証明書」
- ※ 運転免許証等を所持している方は必要ありません。
- 免許申請用写真 2枚（仮免許証用写真1枚を含む）
  - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
  - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
- ※ 新宮運転免許センターには、免許申請用写真撮影機はありません。
- 教習原簿  
届出教習所で教習を受けている方は、申請時に教習原簿を提出してください。

## ◆ 手数料

### 【受験手数料】

受験手数料	2,950円
-------	--------

### 【技能試験手数料】

仮免許学科試験合格後の1回目の技能試験 ※（技能試験で使用する試験車の貸車料のみで受験）	1,750円（試験車貸車料） ※（現金払いのみ）
仮免許学科試験合格後の2回目以降の技能試験 ----- 仮免許学科試験免除受験者の技能試験（1回目～） ※（受験手数料と試験車貸車料の合計金額）	4,700円 ※（内、試験車貸車料1,750円 は現金払いのみ）

### 【仮免許証交付手数料】

※学科試験・適性試験・技能試験に合格された方は、仮免許証交付手数料が必要です。

仮免許交付手数料	1,100円
----------	--------

### ～仮免許証交付後の手続き～

#### ◆ 住所地が和歌山県内の方

『本運転免許の直接（飛び入り）受験＜予約制＞

受験場所：【新宮運転免許センター】参照

#### ◆ 住所地が和歌山県外の方

住所地が和歌山県外の方で、和歌山県内の届出自動車教習所で教習を受けている方は、新宮運転免許センター（那智勝浦自動車教習所）で普通仮免許試験を受験できます。

仮免許取得後は、引き続き普通本免許試験の技能検査（技能試験にかわるもの）を受験できます。

この検査で自動車を運転するのに必要な技能を有していると認められた場合は、その旨を証する書面（検査合格証明書）が交付されます。

検査合格後は、住所地を管轄する府県の公安委員会で本免許の学科試験を受験してください。

▶ 検査合格証明書の有効期間は、検査合格の日から起算して1年以内です。

---

#### ◆ 身体に障害（病気等）があり免許取得を希望する方は、事前に運転免許課に相談してください。

○ 問い合わせ時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・12/29～1/3を除く）

午前9時40分～午前11時45分

午後1時40分～午後4時45分

○ 問合せ連絡先： 和歌山県警察本部交通部運転免許課 Tel 073 - 473 - 0110  
新宮運転免許センター Tel 0735 - 31 - 7771

# 本免許の直接（飛び入り）受験＜予約制＞

受験場所：【新宮運転免許センター】

※公安委員会指定の自動車教習所を卒業せずに、普通本免許・普通自動二輪免許の学科試験、技能試験（直接受験）を受ける方

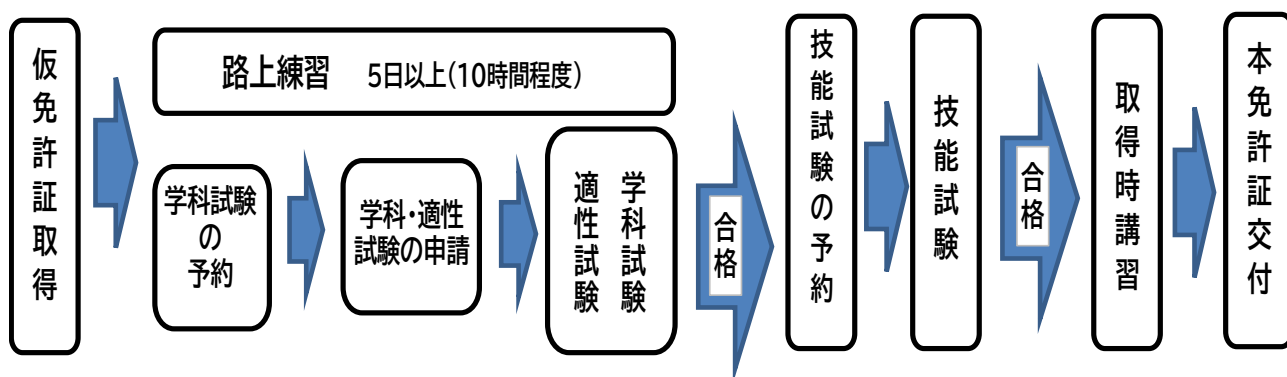
## ◆ 受験の条件

- ▶ 和歌山県内に住所があること。
  - ※ ただし、和歌山県外に住所のある方で、和歌山県内の届出自動車教習所において教習を受けている方は普通免許の技能検査を受験できます。
- ▶ 普通免許試験を受ける方
  - ◇ 仮運転免許証を取得していること。（有効期間内）
  - ◇ 技能試験受験時に路上練習条件を満たしていること。

### ※【路上練習】

- ・ 技能試験受験日から過去3か月以内に、規定の標識（仮免許練習中）を備え付けた受験対象車種で、指導者（対象車種を運転できる免許を取得して3年以上経過している人）を助手席に同乗させて、5日以上（10時間程度）の路上練習が必要です。
- ・ 路上練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路で練習してください。
- ・ 届出自動車教習所で練習している方は、教習原簿を提出してください。
- ・ 教習原簿のない方は、『路上練習申告書』の記載が必要です。（『路上練習申告書』は、新宮運転免許センター事務所でお渡ししています。）

## ◆ 受験の流れ（普通自動二輪免許の受験は、試験の予約からの流れになります。）



## ～技能試験受験時の注意事項～

### ◇ 普通免許受験の方は

- ・ 技能試験受験申請時に教習原簿又は路上練習申告書によって路上練習を終了していることを証明できること

・試験受験時に仮免許証の有効期限内であり、且つ、本免許学科試験合格後、「6か月以内」であること  
の条件を満たしていなければ、技能試験を受験できません。

※(下記に学科試験免除対象者について記載)

※(学科試験免除対象者)

- ・一種免許の取得希望者で、『原付・小特免許以外の免許』を取得している方  
⇒ 技能試験からの受験となります。

(※仮免許証の有効期限が切れた場合、再度、仮免許試験に合格する必要があります。)

(※学科試験合格後6か月を超えた場合、再度、学科試験に合格する必要があります。)

## ～技能試験合格後の注意事項～

### 【取得時講習について】

◇届出自動車教習所で『特定教習』を受講していない方は、『取得時講習』を受講する必要があります。(特定教習終了証明書又は取得時講習終了証明書の提出をされてから本免許証の交付となります。)

◇普通二輪免許技能試験に合格された方も取得時講習が必要です。

### 【取得時講習】

- 技能試験に合格された方は、『指定自動車教習所』で取得時講習（『自動車等の運転に関する講習』と『応急救護処置に関する講習』）を受講してから、本免許証の交付となります。

### 【取得時講習を免除される方】

- 届出自動車教習所で『特定教習』を受けた方は、『取得時講習』が免除されます。(特定教習は、技能試験合格前でも受けることが可能です。)

### 【応急救護処置に関する講習を免除される方】

- 医師等の資格のある方は、『応急救護処置に関する講習』が免除されます。

## ◆ 試験予約

【試験予約】(新宮運転免許センターへ口頭又は電話で受験予約)

試験前週金曜日(金曜日が祝日の場合はその前の平日)までの

『午前9時40分～午前11時45分』・『午後1時40分～午後4時45分』

の間に予約してください。

『新宮運転免許センター：(0735) 31 - 7771 』

※ 土曜日・日曜日・祝日・休日・12/29～1/3は予約受付を行っていません。

◆ 試験場所

免 種	試験内容	試験場所
普通免許	学科試験・技能試験	新宮運転免許センター
普通自動二輪	学科試験	新宮運転免許センター
	技能試験	那智勝浦自動車教習所

◆ 試験受付時間

<p>予約された試験日の 『午前8時30分から午前9時までの間』</p>
--

◆ 試験日等

免許種別	学科試験日
普通免許 普通自動二輪免許	毎月第2・3・4水曜日（祝日・休日を除く）

免許種別	技能試験日
普通免許 普通自動二輪免許	<p><b>毎月第2水曜日のみ（祝日・休日を除く）</b> （注意事項）学科試験合格日によって技能試験日が違います。</p> <hr/> <p>※ 第2水曜日の学科試験に合格された方の技能試験は、同日実施します。（学科試験合格後、那智勝浦自動車教習所に移動して実施します。）</p> <hr/> <p>※ 第3・4水曜日の学科試験に合格された方の技能試験は、学科試験合格日の 『翌月以降の第2水曜日（祝日・休日を除く）』 となります。（但し、学科試験合格日から6ヶ月以内）</p> <hr/> <p>※ 学科試験合格日から6ヶ月を超えた場合、再度、学科試験に合格する必要があります。</p>

※ 学科試験免除対象となる方の技能試験は、毎月第2水曜日のみ（祝日・休日を除く）となります。

## ◆ 受験に必要な書類

- 運転免許申請書  
初めて受験される方は、申請前に新宮運転免許センターでお渡しします。
- 運転免許証等（運転免許証、マイナ免許証）  
※すでに運転免許証を所持している方
- 住民票（本籍又は国籍が記載のもの） 1通（※原本をご用意してください。）
  - ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
  - ・ 仮住民票記載事項通知書は不可※ 運転免許証等を所持している方で住所等に変更ない方は必要ありません。
- 本人確認書類（※原本をご用意してください。）  
保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（通知カードは不可）、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証、又は資格証明書等の書類、官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書、学生証等  
外国籍の方は、「在留カード」「特別永住者証明書」  
※ 運転免許証等を所持している方は必要ありません。
- 仮運転免許証【有効期限（仮免技能試験合格の日から6か月）以内のもの】
- 免許申請用写真 1枚
  - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
  - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。※ 新宮運転免許センターには、免許申請用写真撮影機がありません。
- 教習原簿  
届出教習所で教習を受けている方は、申請時に教習原簿を提出してください。
- 路上練習申告書  
教習原簿を持っていない方は、路上練習申告書を提出してください。
- 取消処分者講習終了書  
過去に取消処分や拒否処分を受けた方が、その後初めて受験する場合に必要です。

※ 二輪免許の技能試験を受験する方は、ヘルメット・グローブ・ブーツ（運動靴も可）・長袖シャツ・長ズボンを携行してください。



## ◆ 受験手数料

免 種	受験手数料	試験車貸車料
普通免許	2,500円	800円 (※現金払いのみ)
普通自動二輪	2,800円	1,750円 (※現金払いのみ)

※技能試験受験料について

- ・学科試験合格後の1回目の技能試験の受験料は「試験車貸車料」のみの金額
- ・学科試験免除受験者、2回目以降の技能試験受験者は「受験手数料」と「試験車貸車料」の合計金額となります。

## ◆ 免許交付手数

※令和7（2025）年3月24日からマイナカード（以下、マイナカード）に運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」が導入される関係で、運転免許証の保有状態を「（従来と同様の）運転免許証のみ1枚」、「運転免許証とマイナ免許証の2枚」、「マイナ免許証のみ1枚」の3種類から選択できるようになりました。

※交付を受ける際に運転免許証等（運転免許証、マイナ免許証）の保有状態を選択した結果で、交付手数料が異なりますので下記の表を参照してください。

免許保有状態（下記の3種類から選択）	免許証交付手数料
<p>・<u>（従来と同様の）運転免許証のみ 1枚</u>            ※マイナ免許証を保有しない状態のこと。            ※（マイナカードに運転免許証の情報を記録しない。）</p>	2,350円
<p>・<u>（従来と同様の）運転免許証とマイナ免許証 2枚</u>            ※（従来と同様の）運転免許証とマイナカードに運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」の2枚を保有する状態のこと。</p>	2,450円
<p>・<u>マイナ免許証のみ 1枚</u>            ※マイナカードに運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」1枚のみを保有する状態のこと。            ※（従来と同様の）運転免許証は保有しない。</p>	1,550円

◆ ※注 住所地が和歌山県外の方（普通免許）

住所地が和歌山県外の方で、和歌山県内の届出自動車教習所で教習を受けている方は、新宮運転免許センターで普通仮免許の学科試験を受験することができます。

この学科試験に合格後、那智勝浦自動車教習所に移動して同教習所の場内コースを使用して普通仮免許の技能試験を受験することになります。

仮免許取得後は、引き続き普通本免許試験の技能検査（技能試験にかわるもの）を受験できます。

この検査で自動車を運転するのに必要な技能を有していると認められた場合は、その旨を証する書面（検査合格証明書）が交付されます。

検査合格後は、住所地を管轄する都道府県の公安委員会で本免許の学科試験を受験してください。

▶ 検査合格証明書の有効期間は、検査合格の日から起算して1年以内です。

普通仮運転免許取得者に対する検査	試験車貸車料
3,850円	800円（※現金払いのみ） ※ 技能検査で使用する試験車の貸車料

---

◆ 身体に障害（病気等）があり免許取得を希望する方は、事前に運転免許課に相談してください。

○ 問い合わせ時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・12/29～1/3を除く）

午前9時40分～午前11時45分

午後1時40分～午後4時45分

○ 問合せ連絡先：和歌山県警察本部交通部運転免許課 Tel 073 - 473 - 0110

新宮運転免許センター Tel 0735 - 31 - 7771